

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.24」 の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2022年10月1日から31日までの間に実施した新規商品類型の提案募集に寄せられた、再生ゴムを使用したパッキン・ガスケットについて、エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.24」分類Ⅰ「ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品」の適用範囲に追加する。廃棄されるゴムの再資源化においては熱利用が中心であるが、製品の原料としての利用を評価することにより、マテリアルリサイクルの推進が期待される。なお、本認定基準の改定は、「2.適用範囲」の変更（追加）に限られ、「4.認定の基準と証明方法」の変更はない。

2. 改定箇所 （追加：下線部）

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.24」認定基準書
分類Ⅰ. ～ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品～

2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「ゴム製基礎材」のうち表1に示す製品。ただし、電気を使用する製品、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が50%以上となる製品は対象外とする。

表1 対象製品分類

分類番号	分類	各分類に該当する製品
	ゴム製基礎材	
11 5	ゴムホース(中分類)	
11 51	一般用ゴムホース	ツインホース,送水用ゴムホース(ウォーターホース)
11 8	工業用ゴム製品(中分類)	
11 843	ゴムマッティング	導電・除電マット、荷台シート・荷台マット、作業用マット
11 85	ゴム手袋(手術用を除く。)	炊事用手袋
11 9	その他のゴム製基礎材	ゴムロープ
	シール(軸受け用を除く)	
23 1	縮付形シール	ゴム製パッキン、ゴム製ガスケット
23 3	自封型シール	

3. 改定日： 2023年9月1日

以上